

日本年金機構の国庫納付規定の整備

- 平成27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を整備する。【公布日から3月以内の政令で定める日に施行】

1. 会計検査院の指摘(平成27年10月20日)

①機構は、保有財産を見直し、保有する合理的理由が認められない土地・建物について、国庫納付すること

②厚生労働省は、国庫納付させる適切な制度を整備すること

(注)3年間入居者のいない宿舍等として8宿舍・4事務所(※)を指摘

(※)土地の簿価 約14億円

建物の簿価 約1億円

2. 宿舍の現状(平成28年6月現在)

○宿舍 199棟(2,301戸)

※廃止予定の宿舍(8宿舍)を除く。

○入居者 1,645世帯

(平均入居率 71.5%)

○職員数 約2万人

うち、広域異動者 約3,800人

※機構の宿舍は、転居を伴う勤務地異動をしている者(広域異動者)のみが入居。

3. 対応

■制度の整備

不要財産 → 国庫納付

法改正により国庫納付に係る所要の規定を整備

独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正で国庫納付規定が既に設けられており、日本年金機構法についても同様の規定を整備。

- ・ 不要財産についての処分の義務づけ
- ・ 不要財産の国庫納付の手續
- ・ 国庫納付した場合の資本金の減少(減資規定)

(参考)日本年金機構の宿舍等の見直し

- 会計検査院の指摘への対応 8宿舍・4事務所を処分・国庫納付
- その他の宿舍等についても、機構の業務改善計画の進捗を見極めつつ、耐用年数を踏まえ、処分や活用を計画的に実施